

改正

昭和60年3月26日規則第9号
昭和61年3月22日規則第5号
昭和62年3月24日規則第2号
平成4年5月11日規則第13号
平成6年3月28日規則第19号
平成6年12月19日規則第52号
平成7年3月15日規則第8号
平成8年12月10日規則第28号
平成9年2月12日規則第2号
平成9年9月18日規則第28号
平成10年8月6日規則第36号
平成11年3月15日規則第26号
平成12年3月31日規則第25号
平成12年12月13日規則第45号
平成13年3月26日規則第10号
平成14年3月28日規則第13号
平成15年3月26日規則第6号
平成16年3月30日規則第5号
平成17年3月30日規則第46号
平成18年9月27日規則第32号
平成19年2月7日規則第2号
平成19年9月14日規則第29号
平成20年3月7日規則第7号
平成21年3月16日規則第4号
平成21年9月25日規則第23号
平成22年2月2日規則第2号
平成22年8月1日規則第31号
平成22年12月27日規則第48号
平成25年6月28日規則第27号
平成27年12月24日規則第44号
平成27年12月24日規則第46号

関市福祉医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、関市福祉医療費助成に関する条例（昭和59年関市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第8条に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする受給者（条例第5条に規定する受給者をいう。以下同じ。）は、福祉医療費受給者証交付申請書（別記様式第1号、別記様式第1号の2、別記様式第1号の3、別記様式第1号の4及び別記様式第1号の5。以下「受給者証交付申請書」という。）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 条例第2条第2項に規定する社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者証

届出番号 3-事務 1-特定個人情報 5

(2) 次に掲げる区分に応じ、当該アからウまでに掲げる者に係る前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については前々年の所得とする。）の状況を明らかにする書類

ア 重度心身障害者（条例第2条第1項第2号に規定する重度心身障害者をいう。以下同じ。） 当該重度心身障害者並びにその配偶者及び扶養義務者（当該重度心身障害者と生計を同じくする者及びその生計を維持する者に限る。）

イ 母子家庭等の母及び児童（条例第2条第1項第3号に規定する母子家庭等の母及び児童をいう。以下同じ。） 当該母又は養育者、これらの者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者と生計を同じくする者及びその生計を維持する者に限る。）並びに当該児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者を含み、18歳に達した後引き続き養育者の養育が必要と市長が認める20歳未満の者を除く。）及びその扶養義務者（当該児童と生計を同じくする者に限る。）

ウ 父子家庭の父及び児童（条例第2条第1項第4号に規定する父子家庭の父及び児童をいう。以下同じ。） 当該父、その配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）並びに当該児童

(3) 条例第2条第1項第2号に掲げる者のうち、同号ア又はイに規定する身体障害者である場合は身体障害者手帳、同号ウに規定する知的障害者である場合は療育手帳、同号エに規定する戦傷病者である場合は戦傷病者手帳及び身体障害者手帳、同号オに規定する精神科病院に入院している者である場合は医師の証明書、同号カに規定する厚生労働大臣が定める長期高額疾病による療養者である場合は健康保険特定疾病療養受療証、同号キに規定する精神障害者である場合は精神障害者保健福祉手帳

(4) 母子家庭等の母及び児童又は父子家庭の父及び児童である場合は、これらの者の要件に該当することを明らかにする書類（別記様式第2号）

(5) 条例第5条ただし書に規定する子ども又は重度心身障害者の生計を維持している者にあつては、これを明らかにする書類（別記様式第3号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（受給者証）

第4条 受給者証の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 子ども（条例第2条第1項第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。） 別記様式第4号

(2) 重度心身障害者 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式

ア 条例第2条第1項第2号オに規定する重度心身障害者 別記様式第4号の2

イ ア以外の重度心身障害者 別記様式第4号の3

(3) 母子家庭等の母及び児童 別記様式第4号の4

(4) 父子家庭の父及び児童 別記様式第4号の5

2 受給者証の有効期間は、次に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めるときは、別に受給者証の有効期間を定めることができる。

(1) 子どもについては、誕生日から6歳に達する日以後における最初の3月31日まで、6歳に達する日以後における最初の4月1日から12歳に達する日以後における最初の3月31日まで又は12歳に達する日以後における最初の4月1日から15歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(2) 重度心身障害者（次号及び第4号に定める者を除く。）については、手帳交付日の属する月の初日（認定日が手帳交付日から30日を超える場合は、認定月の初日）から2年以内で市長が別に定める日までとする。

(3) 条例第2条第1項第2号イ又はキに該当する者については、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付申請のあった日から認定月の前月の末日までとする。

(4) 条例第2条第1項第2号オに該当する者については、入院の日（事実発生日から30日を超える場合は、申請月の初日）からとする。

(5) 母子家庭等の母及び児童又は父子家庭の父及び児童については、事実発生日の翌日（認定日が事実発生日から30日を超える場合は、認定月の初日）から2年以内で市長が別に定める日又は18歳に達する日の属する年度の末日までとする。

3 受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとする受給者は、福祉医療費受給者証再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けるものとする。

4 条例第9条第2項の規定による却下通知は、福祉医療費受給者証交付申請却下通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（支給申請）

第5条 条例第11条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする受給者は、福祉医療費支給申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書のほか必要と認める書類等の提出又は提示を求めることができる。

（決定通知）

第6条 条例第12条の規定による決定通知は、福祉医療費支給決定通知書（別記様式第8号）又は福祉医療費不支給決定通知書（別記様式第8号の2）により行うものとする。ただし、支給決定後速やかに支払通知書等により通知が行われるときは、これを省略することができる。

（届出事項）

第7条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとし、福祉医療費受給資格等変更届（別記様式第9号）により届け出るものとする。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） 世帯主、被保険者、組合員等の氏名
- （4） 被保険者の加入保険
- （5） 身体障害者手帳
- （6） 戦傷病者手帳
- （7） 療育手帳
- （8） 精神障害者保健福祉手帳
- （9） 支払場所の指定

（受給者証の返還）

第8条 条例第9条の規定により受給者証の交付を受けた受給者は、受給資格者が条例第4条に規定する受給資格者としての要件に該当しなくなったときは、当該受給資格者に係る受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（支給金の返還請求）

第9条 市長は、条例第15条又は第16条の規定により、既に支給した医療費の額に相当する額の返還を求めるときは、福祉医療費支給金返還請求書（別記様式第10号、別記様式第10号の2、別記様式第10号の3及び別記様式第10号の4）により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。
 - （1） 関市老人医療費助成条例施行規則（昭和46年関市規則第21号）
 - （2） 関市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年関市規則第33号）
 - （3） 関市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年関市規則第34号）
 - （4） 関市母子家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（昭和54年関市規則第20号）
- 3 旧規則に基づく申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則に基づくものとみなす。また、この規則施行の際、現にある申請書等は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（昭和60年3月26日規則第9号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日規則第5号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に保有する別記様式第1号の4に規定する申請書は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成4年5月11日規則第13号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 新規則第4条第2項第2号の規定は、この規則の適用の日以降に出生する乳児の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前に出生した乳児の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月28日規則第19号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成6年12月19日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成7年3月15日規則第8号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則第4条の規定により交付されている受給者証は、この規則による改正後の規則第4条の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（平成8年12月10日規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第2号の規定は、平成8年4月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項第3号及び第4号の規定は、平成8年11月1日から適用する。

附 則（平成9年9月18日規則第28号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第7号の2の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第7号の規定は、平成9年9月分の助成に係る申請から適用する。
- 3 この規則施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成10年8月6日規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成11年3月15日規則第26号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第25号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月13日規則第45号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第1号及び別記様式第1号の規定は、平成13年1月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3月26日規則第10号）

- 1 この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成14年 3月28日規則第13号）

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成15年 3月26日規則第 6号）

- 1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成16年 3月30日規則第 5号）

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4条第 2項第 2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第 4号の 2の規定は、施行日以後に交付する受給者証について適用し、施行日前に交付する受給者証については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成17年 3月30日規則第46号）

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成18年 9月27日規則第32号）

- 1 この規則は、平成18年10月 1日から施行する。ただし、第 1条中関市福祉医療費助成に関する条例施行規則第 3条第 2号の改正規定（「精神病院」を「精神科病院」に改める部分に限る。）は、平成18年12月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定又は第 2条の規定による改正前の関市重度心身障害老人特別助成金支給規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、第 1条及び第 2条の規定による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成19年 2月 7日規則第 2号）

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 9月14日規則第29号）

この規則は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月 7日規則第 7号）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成21年 3月16日規則第 4号）

- 1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成21年 9月25日規則第23号）

- 1 この規則は、平成21年11月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成22年 2月 2日規則第 2号）

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成22年 8月 1日規則第31号）

- 1 この規則は、平成22年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成22年12月27日規則第48号）

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則別記様式第 4号による受給者証は、その有効期間内に限りこの規則による改正後の関市福祉医療費助成に関する条例施行規則別記様式第 4号による受給者証とみなす。

附 則（平成25年 6月28日規則第27号）

この規則は、平成25年 8月 1日から施行する。ただし、第 3条第 2号の改正規定は、平成25年10月 1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 1月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市税条例施行規則、関市国民健康保険条例施行規則、関市福祉医療助費助成に関する条例施行規則、関市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、関市営住宅設置及び管理に関する条例施行規則、関市国民健康保険税条例施行規則、関市特定公共賃貸住宅条例施行規則、関市後期高齢者医療に関する規則、関市母子保健法施行細則、関市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、関市障害児通所支援施行規則、関市生活保護法施行細則又は関市介護保険法等の施行に関する規則（以下「関市税条例施行規則等」という。）により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の関市税条例施行規則等の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第 1号（第 3条関係）

別記様式第 1号の 2（第 3条関係）

別記様式第 1号の 3（第 3条関係）

別記様式第 1号の 4（第 3条関係）

別記様式第 1号の 5（第 3条関係）

別記様式第 2号（第 3条関係）

別記様式第 3号（第 3条関係）

別記様式第 4号（第 4条関係）

別記様式第 4号の 2（第 4条関係）

別記様式第 4号の 3（第 4条関係）

別記様式第 4号の 4（第 4条関係）

別記様式第4号の5（第4条関係）
別記様式第5号（第4条関係）
別記様式第6号（第4条関係）
別記様式第7号（第5条関係）
別記様式第8号（第6条関係）
別記様式第8号の2（第6条関係）

別記様式第9号（第7条関係）
別記様式第10号（第9条関係）
別記様式第10号の2（第9条関係）
別記様式第10号の3（第9条関係）
別記様式第10号の4（第9条関係）